

第 3 章

施策No.

3-1

環境自治体の形成

▼政策目標

3 自然と共生する快適・安全なうわじま

▼施策

3-1 環境自治体の形成

3-2 水道の整備

3-3 下水道の整備

3-4 廃棄物処理体制の充実

3-5 墓地・斎場の整備

3-6 公園の整備と緑化の推進

3-7 消防・防災体制の充実

3-8 交通安全・防犯体制の充実

3-9 消費者対策の充実

▼施策の内容

3-1-1 環境自治体の形成に向けた体制の整備 P128

▼主要事業

環境基本計画策定事業

地球温暖化防止実行計画策定事業

3-1-2 地球温暖化の防止 P129

地球温暖化防止事業

3-1-3 新エネルギーの導入 P129

新エネルギー導入事業

3-1-4 自然環境の保全 P129

環境対策事業

3-1-5 公害の防止 P129

環境対策事業

3-1-6 市民主体の環境美化・保全活動の促進 P130

環境美化推進事業



1 環境自治体の形成

施策の方針

内外に誇りうる「環境自治体うわじま」づくりに向け、環境基本計画等の指針づくりのもと、豊かな自然環境の保全をはじめ、多面的な環境・エネルギー施策を市民との協働のもとに積極的に推進します。

現状と課題

地球温暖化の危機や資源の浪費による危機、生態系の危機など地球環境問題が深刻化する中、将来世代へも継承できる持続可能な社会の形成が強く求められています。

本市は、鬼ヶ城山系や篠山などの緑輝く山々を背に、宇和海をのぞむまちであり、緑と海に包まれた雄大で美しい自然が息づいています。

本市ではこれまで、これらの自然の保全をはじめ、水質汚濁等の公害の防止対策、環境保全に関する啓発活動や環境教育などを進めてきたほか、きれいなまち宇和島をみんなでつくる条例を制定し、美化運動推進委員会の設置のもと、清潔で美しいまちづくりに向けた市民主体の環境美化運動の促進等に努めてきました。

また、環境保全の重要性が叫ばれる中、平成18年度には地域新エネルギービジョン等を策定し、新エネルギーの導入に向けた取り組みを進めているほか、現在、環境保全の総合的な指針となる環境基本計画や地球温暖化防止実行計画の策定に着手しており、新たな時代の環境・エネルギー施策を本格的に推進していく体制の整備を進めています。

今後、環境保全は、快適でうるおいのある定住環境の創出や循環型社会の形成、産業の活性化等につながるものとして、本市のまちづくりの上で一層重要なものとなってくることが予想されることから、各種指針に基づく施策を市民・事業者との協働のもとに積極的に推進し、四国をリードする環境自治体の形成を進めていく必要があります。

● 施策の内容

3-1-1 環境自治体の形成に向けた体制の整備

重点
プログラム⑥

全市的な環境保全の指針となる環境基本計画の策定を図るとともに、市の施設における地球温暖化対策を定めた地球温暖化防止実行計画の策定を図ります。



3-1-2 地球温暖化の防止

重点
プログラム⑥

地球温暖化防止実行計画に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等の措置を計画的に実行します。

主要事業

地球温暖化防止事業

3-1-3 新エネルギーの導入

重点
プログラム⑥

地域新エネルギービジョンに基づき、廃食用油リサイクルによる代替軽油に加え、太陽光エネルギーやバイオマスエネルギーの導入など、新エネルギー施策を推進します。

主要事業

新エネルギー導入事業

3-1-4 自然環境の保全

重点
プログラム⑥

土地利用関連計画に基づき、自然環境の保全に配慮した適正な土地利用を推進するほか、自然保護や生態系の保全等に関する市民主体の活動を促進します。

主要事業

環境対策事業

3-1-5 公害の防止

重点
プログラム⑥

海域・河川の水質汚濁をはじめ、大気汚染や騒音、悪臭、振動等について、関係機関との連携のもと、調査や監視、指導等を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

主要事業

環境対策事業



3-1-6 市民主体の環境美化・保全活動の促進

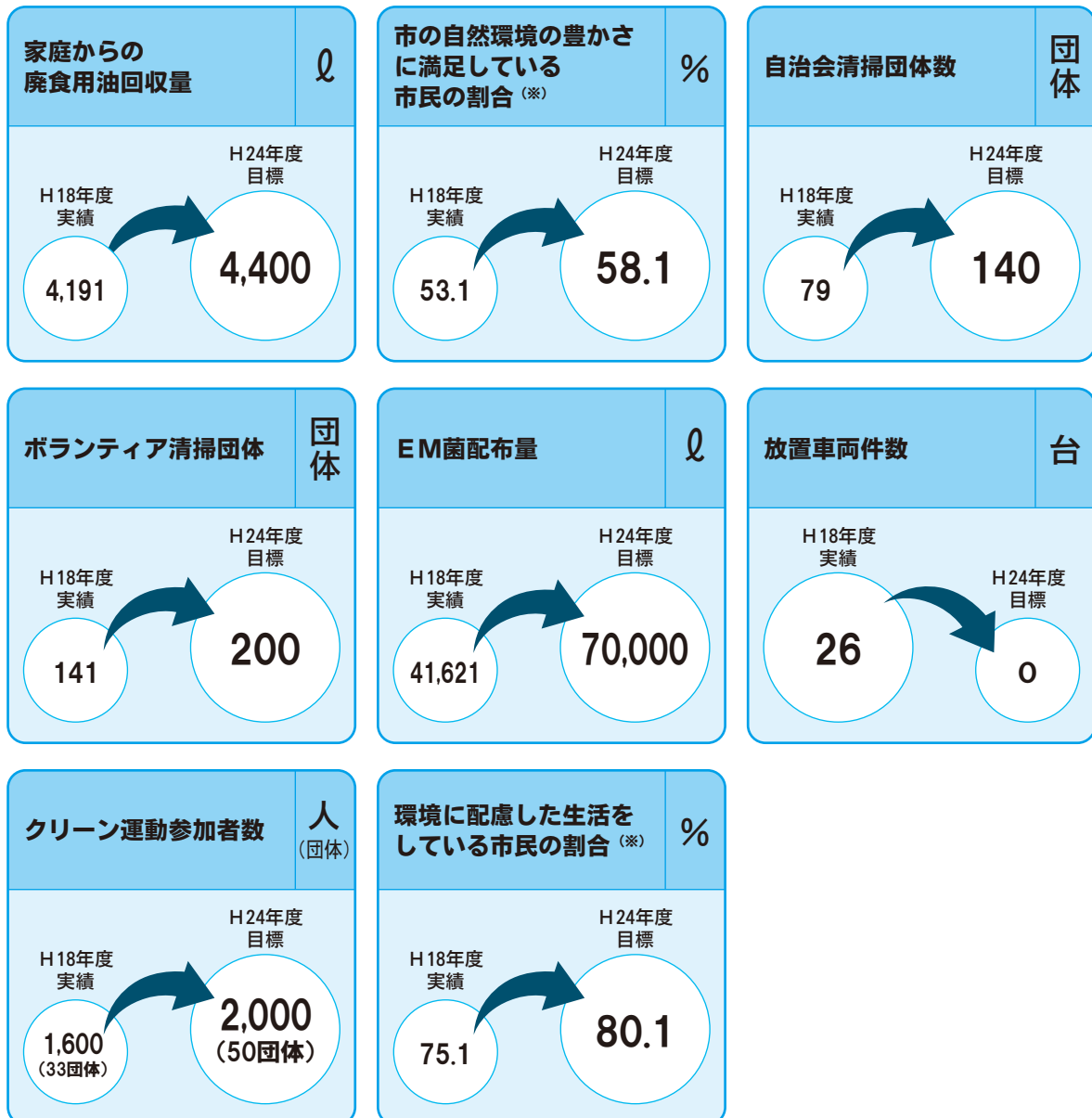
重点
プログラム⑥

- ① 環境美化、環境保全に関する啓発活動や環境教育を推進し、市民の環境美化・保全意識の高揚を図ります。
- ② 各種団体との連携による不法投棄対策の推進、自治会清掃やボランティア清掃の促進、環境監視員による環境パトロール活動の充実促進等を通じ、地域環境の美化に努めます。
- ③ 市民や事業所による水質浄化運動や省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、グリーン購入（環境にやさしい製品購入）運動等を促進し、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着に努めます。
- ④ 環境有用微生物群の普及により家庭雑排水等の浄化推進に努めます。

主要事業

環境美化推進事業

● 成果指標



注）（※）の市民の割合（実績）は、平成18年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

第 3 章

施策No.

3-2

水道の整備

▼政策目標

3 自然と共生する快適・安全なうわじま

▼施策

3-1 環境自治体の形成

3-2 水道の整備

3-3 下水道の整備

3-4 廃棄物処理体制の充実

3-5 墓地・斎場の整備

3-6 公園の整備と緑化の推進

3-7 消防・防災体制の充実

3-8 交通安全・防犯体制の充実

3-9 消費者対策の充実

▼施策の内容

3-2-1 安心・快適な給水の確保

P132

▼主要事業

第7次水道整備事業

3-2-2 災害対策の充実

P133

第7次水道整備事業

震災応急対策、震災復旧対策

震災応急対策（応急給水等）

3-2-3 水道運営基盤の強化

P133

業務効率化及びコスト縮減対策

3-2-4 簡易水道事業の充実

P133

簡易水道施設更新事業

簡易水道節水事業

簡易水道施設維持管理事業



2 水道の整備

施策の方針

市民生活に一日も欠かすことのできない安全・安心な水の安定供給に向け、上水道事業・簡易水道事業の充実を図ります。

現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいます。

本市の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業等によって行っています。上水道事業は、これまで6次にわたる拡張事業を行い、給水区域の拡大、上水道普及率の向上に努めてきました。平成17年には、合併に伴い、旧3町の水道事業5事業を譲り受け、平成18年度末現在、給水人口86,468人の規模で経営しています。

しかし、本市においても水道施設の老朽化は著しく、漏水事故が多発しており、これへの対応が課題となっているほか、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物の除去など水質管理の充実、南海・東南海地震に備えた水道施設の耐震化、整備事業にかかる費用の増大や将来的な給水人口の減少に伴う料金収入の低下等を考慮した効率的な経営などが求められています。

このため、今後は、平成20年度から平成33年度までの事業計画を定めた第7次水道整備事業計画に基づき、各種水道施設の整備を計画的に進めていくとともに、水道事業の健全運営に努める必要があります。

また、簡易水道事業については、島しょ部を含めた広大な給水エリアを有していますが、施設の老朽化により、たびたび故障に見舞われ、一時的に断水を余儀なくされたり、盆時期には、帰省者の増加に伴う使用水量の増加から、安定した水の供給が困難になるケースがみられます。

このため、老朽化した施設の更新及び機能向上、緊急時の迅速な対応に向けた関係業者との一層の連携、管理体制の充実等に努める必要があります。

● 施策の内容

3-2-1 安心・快適な給水の確保

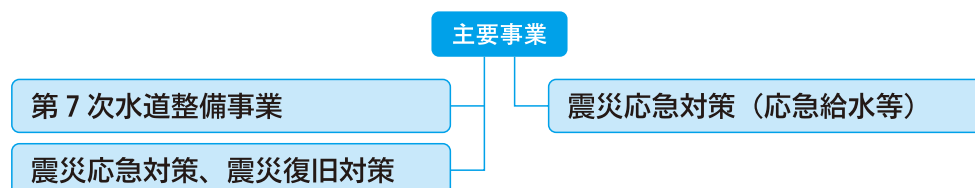
- ① 耐塩素性病原微生物による水質異常事故発生を防ぐため、浄水場施設を更新し、浄水処理方式を変更します。
- ② 漏水による有収率低下や管破損事故に起因する断水被害を防ぐため、老朽化した送配水管路（経年鉄管、石綿管等）を順次更新していきます。

主要事業

第7次水道整備事業

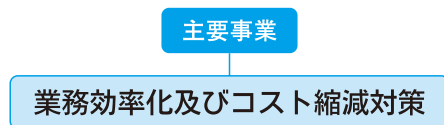
3-2-2 災害対策の充実

- ① 水道施設の耐震化に向け、基幹施設の耐震補強工事を行います。
- ② 防災拠点、基幹病院への水道供給支援対策として、耐震性能を有する直送配水管路を新設し、震災時の給水確保に対して万全な対応を図るため、その調査・設計を行います。
- ③ 震災時の管等の施設損傷事故が生じた際に、代替ルート等を利用した水の供給が迅速かつ適確に行えるよう、給水区域内全域の水道施設情報管理システムを整備しておくため、配管管理台帳の一元化やマッピングシステムの構築を図ります。
- ④ 応急給水等の応援作業が円滑に行えるよう、南予地区水道事業体等との連携強化を図ります。



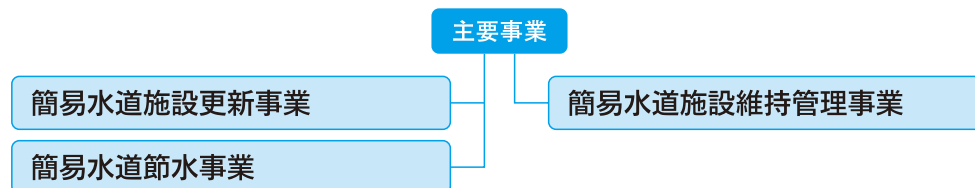
3-2-3 水道運営基盤の強化

水道業務の効率化と人件費の削減を図るため、段階的に業務のアウトソーシング（外部委託）を行います。



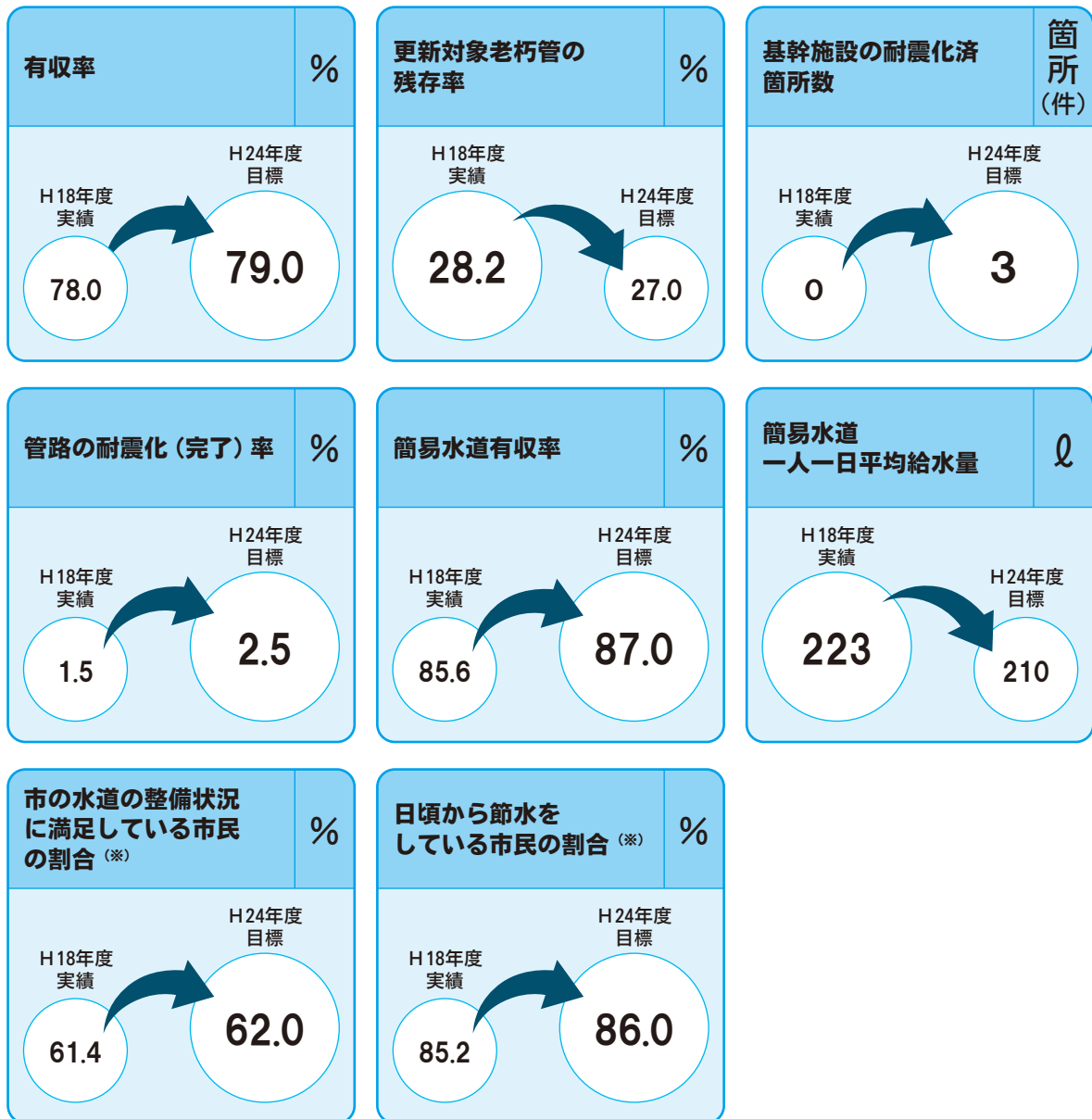
3-2-4 簡易水道事業の充実

- ① 老朽化した施設の更新と機能の向上を計画的に進めていくとともに、地元住民に節水を呼びかけ、安全・安心かつ安定した水の供給を図ります。
- ② 施設の運転管理や水道管等の修理・修繕に関し、地元自治会や関係業者との連携を密にし、緊急時にはアウトソーシングにより対応できる体制の整備に努めます。





● 成果指標



注）（※）の市民の割合（実績）は、平成18年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

第 3 章

施策No.

3-3

下水道の整備

▼政策目標

3 自然と共生する快適・安全なうわじま

▼施策

3-1 環境自治体の形成

3-2 水道の整備

3-3 下水道の整備

3-4 廃棄物処理体制の充実

3-5 墓地・斎場の整備

3-6 公園の整備と緑化の推進

3-7 消防・防災体制の充実

3-8 交通安全・防犯体制の充実

3-9 消費者対策の充実

▼施策の内容

3-3-1 全市的な污水处理体制の整備 P137

▼主要事業

污水处理計画策定事業

3-3-2 公共下水道の経営安定化及び水洗化率の向上 P137

公共下水道事業

3-3-3 漁業集落排水施設の適正管理及び水洗化率の向上 P137

漁業集落排水施設整備事業

3-3-4 合併処理浄化槽の設置促進 P137

合併処理浄化槽設置促進事業

3-3-5 災害時に対する浸水対策 P138

災害及び浸水対策事業



3 下水道の整備

施策の方針

海域や河川等の水質保全と、美しく快適な居住環境の確保に向け、全市的な污水处理体制の整備のもと、地域特性に応じた下水道事業を効率的に推進し、全市的な水洗化を目指します。

現状と課題

下水道は、生活環境の向上、公共用水域の水質保全、浸水防除をはじめ、健全な水環境の維持・回復、循環型社会構築への貢献など、多面的な役割を担う重要な施設です。

本市では、中心市街地に公共下水道、海岸部の一部地域に漁業集落排水施設、その他の地域では、合併処理浄化槽を設置して汚水を処理しています。このような状況の中、公共下水道については認可区域内の整備率100%を目指して整備を行っているところです。一方、合併処理浄化槽については、個人による設置が進んでいますが、まだまだ処理能力の低い単独処理浄化槽や汲み取り式を使用している世帯も多く残っています。

雨水処理については、一部区域に都市下水路を整備していますが、台風や豪雨の際に恒常的に浸水する危険な区域も残っており、早期対策が必要となっています。

現在、公共下水道においては、事業計画の見直しや受益者負担金等における滞納整理の強化を図り、経営安定化に努めています。また、集落排水施設において、老朽化した既存施設の定期的診断を行い、維持管理を行うとともに、対象区域内の水洗化率の向上を図っています。公共下水道及び集落排水施設が整備されていない地域については、補助金を交付して合併処理浄化槽の設置を促進しています。

これら下水道の整備は、これからの本市のまちづくりにとって欠かせない事業ですが、国等の支援（交付税等）は年々削減されるなど、財政状況は一層厳しさを増しており、いかに効果的・効率的に事業を進めていくかが大きな課題となっています。

今後は、関連部局が一体となって本市の污水处理のあり方について検討し、地域の状況に応じ整備区域や整備手法等を見直して全市的な污水处理計画を策定するとともに、これに基づき、公共下水道事業の計画的推進、集落排水施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進を図り、市全域における污水处理施設の整備を効率的に進めていく必要があります。

また、台風や豪雨による浸水対策、老朽化した下水道施設（雨水ポンプ場や管渠等）の改修・改良も同時に進めていく必要があります。

● 施策の内容

3-3-1 全市的な污水处理体制の整備

污水处理施策の一元化に向け、関係部局相互の連携強化のもと、事業計画の見直しを行い、全市的な污水处理計画の策定を図ります。

主要事業

污水处理計画策定事業

3-3-2 公共下水道の経営安定化及び水洗化率の向上

- ① 運営上の事務効率の向上及び事業計画の見直し・精査を行い、下水道事業の安定した経営に努めます。
- ② 公共下水道への接続及び切り替えを促進し、既接続者と未接続者との負担の公平を図りつつ水洗化率の向上に努めます。

主要事業

公共下水道事業

3-3-3 漁業集落排水施設の適正管理及び水洗化率の向上

施設の老朽化への対応及び耐震化に向け、適正な維持管理を図るとともに、処理区域内の接続率の向上を促進し、海岸部の豊かな自然環境の保全に努めます。

主要事業

漁業集落排水施設整備事業

3-3-4 合併処理浄化槽の設置促進

単独処理浄化槽及び汲み取り式等から合併処理浄化槽への切り替え、住宅建設時の合併処理浄化槽の設置を促進します。

主要事業

合併処理浄化槽設置促進事業



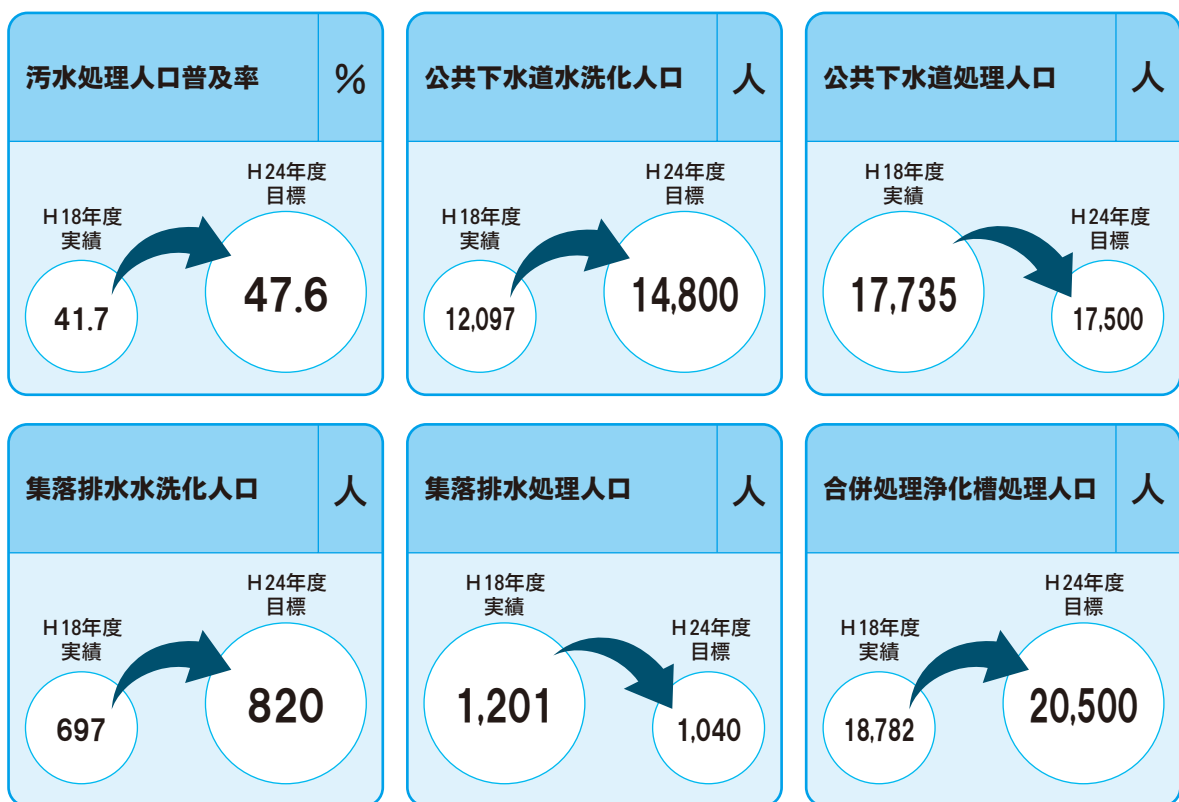
3-3-5 災害時に対する浸水対策

台風や豪雨の際、速やかに対応できるよう関係部局との緊急連絡体制を整え、協力して雨水排除する体制を確立します。また、恒常的に浸水する危険区域に対し、浸水対策強化を図ります。

主要事業

災害及び浸水対策事業

● 成果指標



第 3 章

施策No.

3-4

廃棄物処理体制の充実

▼政策目標

3 自然と共生する快適・安全なうわじま

▼施策

3-1 環境自治体の形成

3-2 水道の整備

3-3 下水道の整備

3-4 廃棄物処理体制の充実

3-5 墓地・斎場の整備

3-6 公園の整備と緑化の推進

3-7 消防・防災体制の充実

3-8 交通安全・防犯体制の充実

3-9 消費者対策の充実

▼施策の内容

3-4-1 ごみ処理・リサイクル体制の充実 P141

▼主要事業

広域廃棄物処理施設整備推進事業

3-4-2 3 R 運動の促進 P141

ごみ減量化・資源化推進事業

3-4-3 適性なし尿処理の推進 P142

し尿収集事業

第 3 章

自然と共生する快適・安全なうわじま



4 廃棄物処理体制の充実

施策の方針

循環型社会の形成に向け、市民の自主的な3R運動を促進するとともに、広域的なごみ・し尿処理体制の充実を進めます。

現状と課題

循環を基調とするごみゼロ社会の実現が求められる中、従来からの生活様式を見直し、廃棄物を出さないライフスタイルに転換していくことが求められています。

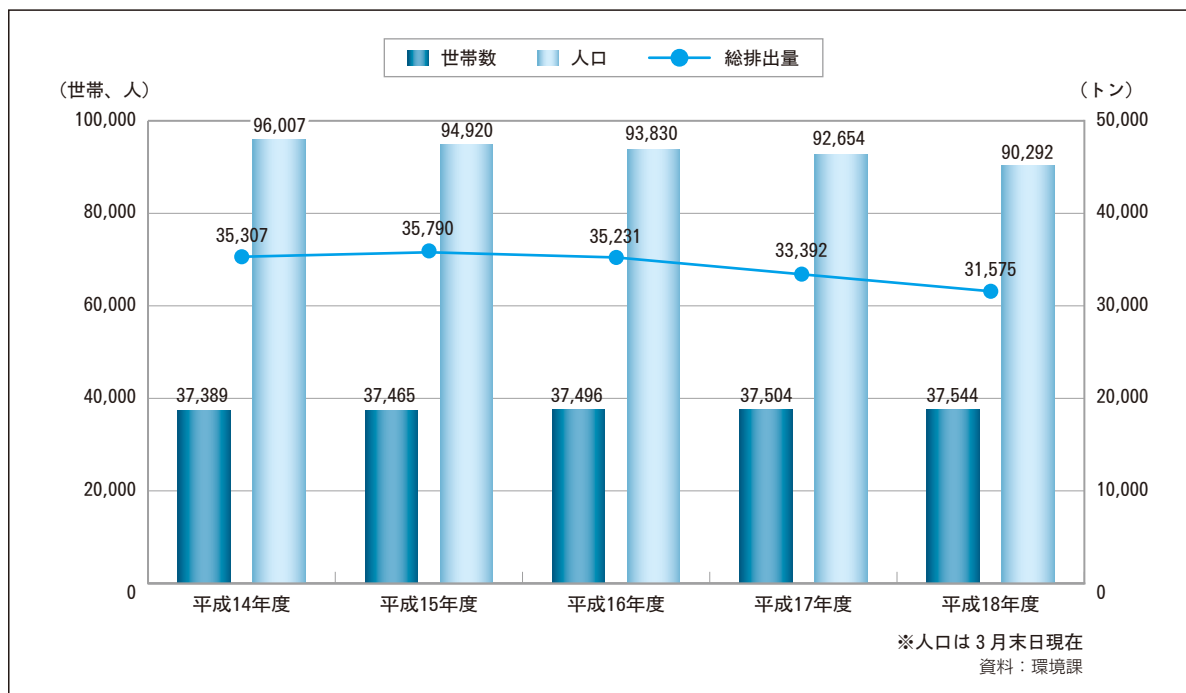
本市のごみ処理は、合併前の旧市町における体制を継承して地区ごとに収集・処理・処分・リサイクル等を行っており、市内3か所の処理施設と広域処理施設を稼働させています。

このような中、効率的なごみ処理体制の整備に向け、宇和島地区広域事務組合によるごみ処理の広域化が計画されており、平成25年度から新たな広域ごみ処理施設が稼働する予定となっています。

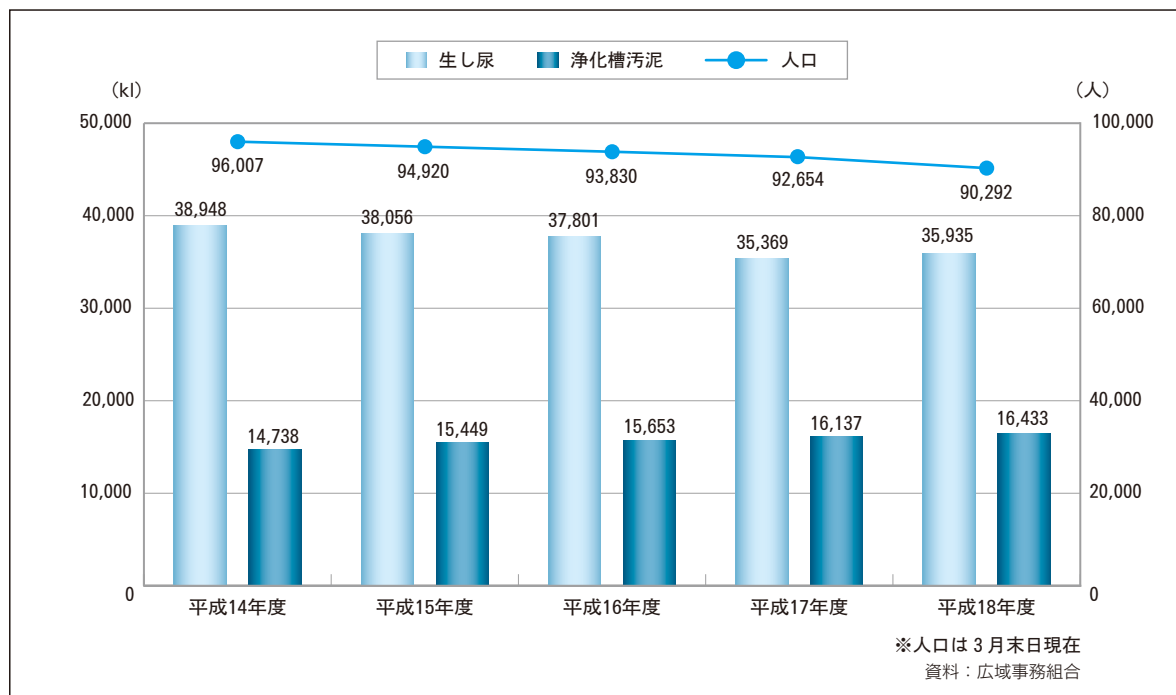
今後は、当面、現行の体制を継続しながら、市民の自主的な3R運動を促進し、ごみの減量化を進めていくとともに、広域的な連携のもと、ごみ処理広域化に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。

また、し尿については、宇和島地区広域事務組合において広域的に処理していますが、下水道の整備状況等も考慮しながら、今後とも適正な収集・処理に努める必要があります。

● ごみ収集の状況 ●



● し尿収集の状況 ●



● 施策の内容

3-4-1 ごみ処理・リサイクル体制の充実

現行の体制に基づき、各施設の適正な維持管理と効率的な運営に努めるとともに、広域的連携のもと、県ごみ処理広域化計画等に基づき、宇和島地区広域事務組合による広域的な熱回収施設（焼却施設）やリサイクル施設、最終処分場の整備等を進め、新たなごみ処理体制への円滑な移行に努めます。

主要事業

広域廃棄物処理施設整備推進事業

3-4-2 3 R 運動の促進

啓発活動の推進をはじめ、家庭における生ごみの堆肥化や資源物の団体回収の促進、マイバッグ（買い物袋持参）運動の促進、紙類の分別収集やガラスびんの資源化の取り組み等を通じ、市民の自主的な3 R運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さないライフスタイルへの転換を促します。

主要事業

ごみ減量化・資源化推進事業



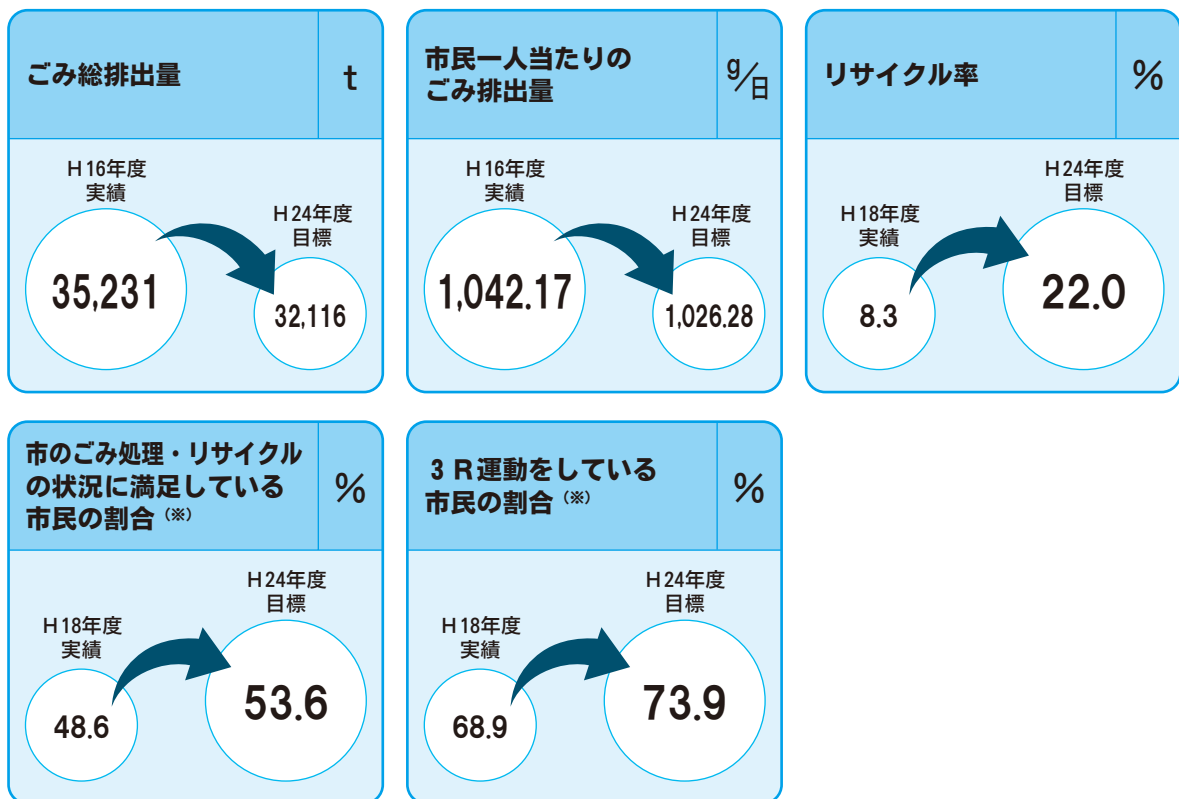
3-4-3 適正なし尿処理の推進

広域的連携のもと、今後とも宇和島地区広域事務組合によるし尿の適正な処理に努めます。

主要事業

し尿収集事業

● 成果指標



注) (※) の市民の割合 (実績) は、平成18年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

第 3 章

施策No.

3-5

墓地・斎場の整備

▼政策目標

3 自然と共生する快適・安全なうわじま

▼施策

3-1 環境自治体の形成

3-2 水道の整備

3-3 下水道の整備

3-4 廃棄物処理体制の充実

3-5 墓地・斎場の整備

3-6 公園の整備と緑化の推進

3-7 消防・防災体制の充実

3-8 交通安全・防犯体制の充実

3-9 消費者対策の充実

▼施策の内容

3-5-1 共葬墓地の適正管理

P144

▼主要事業

共葬墓地管理事業

3-5-2 斎場の整備充実と適正管理

P144

宇和島市葬祭施設管理事業



5 墓地・斎場の整備

施策の方針

市民ニーズに対応し、共葬墓地の維持管理と斎場の整備充実に努めます。

現状と課題

本市には、市営の共葬墓地が9か所あるほか、火葬場については、静愁苑、吉田斎場、津島火葬場の3か所がありますが、周囲の自然環境との調和や利用者の利便向上を図るため、市民ニーズに対応した施設の整備充実や適正管理が求められています。

特に津島火葬場は、昭和35年に建設された施設で、老朽化が進んでおり、多額の予算を投じて維持補修を行っている状況にあり、早急な建設あるいは大規模改修が必要となっています。

● 施策の内容

3-5-1 共葬墓地の適正管理

引き続き共葬墓地の適正管理に努めます。

主要事業

共葬墓地管理事業

3-5-2 斎場の整備充実と適正管理

市民ニーズに対応し、斎場の整備充実、適正管理に努めます。特に津島火葬場については、老朽化に対応し、新規建設あるいは大規模改修を図ります。

主要事業

宇和島市葬祭施設管理事業

第 3 章

施策No.

3-6

公園の整備と緑化の推進

▼政策目標

3 自然と共生する快適・安全なうわじま

▼施策

3-1 環境自治体の形成

3-2 水道の整備

3-3 下水道の整備

3-4 廃棄物処理体制の充実

3-5 墓地・斎場の整備

3-6 公園の整備と緑化の推進

3-7 消防・防災体制の充実

3-8 交通安全・防犯体制の充実

3-9 消費者対策の充実

▼施策の内容

3-6-1 公園・緑地整備の総合的推進 P146

▼主要事業

公園管理事業

3-6-2 既存公園の改良と管理体制の充実 P147

公園整備事業

3-6-3 緑化の推進 P147

環境美化推進事業



6 公園の整備と緑化の推進

施策の方針

スポーツ・レクリエーションの場、交流の場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上を図るため、公園・緑地の整備及び適正管理を図るとともに、快適な環境づくりに向け、緑化を推進します。

現状と課題

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションに親しむ場、市民相互の交流の場、子どもの遊び場であるとともに、人々の生活にうるおいとやすらぎを与える空間として、また災害時の避難場所としての機能を持つ重要な施設です。

本市には、運動公園・総合公園・風致公園がそれぞれ1か所、歴史公園・地区公園がそれぞれ2か所、近隣公園が5か所、街区公園が8か所、都市計画区域外に設置する特定地区公園が1か所あるほか、レクリエーション都市の施設として整備された県管理公園が4地区あります。

本市ではこれまで、これら公園・緑地の整備を計画的に進め、平成18年度には、本格的なスポーツ施設等を備えた丸山公園が完成しています。

しかし、児童・生徒数の減少や過疎化が進む中、子どもの健全育成の場・地域住民の交流の場としての地域特性に即した特色のある公園・緑地の整備や、人口動態に即したバランスのとれた公園・緑地の配置が求められているほか、これまで整備してきた公園・緑地の適正な管理・運営が課題となっています。

このため、今後は、全市的な公園・緑地整備の方向性を明確化し、効率的に整備を進めていくとともに、既存公園・緑地の改良及び適正管理を進めていく必要があります。

また、本市では、公共施設の緑化はもとより、きれいなまち宇和島をみんなで作る条例に基づく市民の緑化運動、花いっぱい運動の促進に努めていますが、今後ともこれらの取り組みを積極的に推進し、花と緑あふれる快適な環境づくりを進めていく必要があります。

● 施策の内容

3-6-1 公園・緑地整備の総合的推進

全市的な視点に立ち、公園・緑地整備に関する指針づくりを図るとともに、これに基づき、公園・緑地・親水空間等の整備を総合的かつ計画的に推進します。

主要事業

公園管理事業

3-6-2 既存公園の改良と管理体制の充実

野球場スタンド等の大規模な建築物から街区公園内の遊具まで、老朽化した既存公園施設・設備の改良・更新を順次行い、公園・緑地本来の機能が損なわれないよう努めるとともに、地域住民や各種団体、企業等による公園・緑地の管理を促進します。

主要事業

公園整備事業

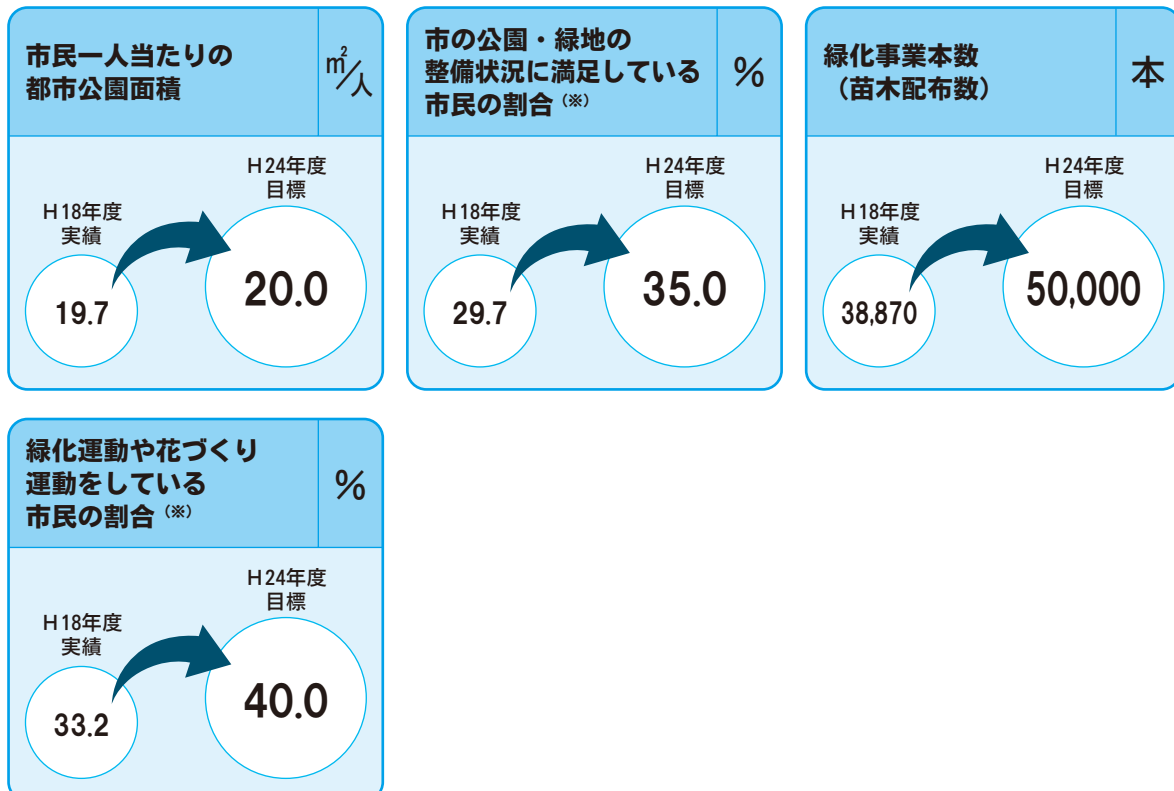
3-6-3 緑化の推進

公共施設の緑化を推進するとともに、市民意識の啓発を行いながら、市民及び各自治会、行政等が一体となった体制の確立のもと、緑化運動、花いっぱい運動を展開します。

主要事業

環境美化推進事業

● 成果指標



注) (※) の市民の割合(実績)は、平成18年6月に行った住民アンケート調査の結果による。



とお ひ
遠い日の

ほ け つ や
法華津屋しのぶ

くに やす さと
国安の郷

吉田ふれあい国安の郷



吉田町は、吉田藩3万石の陣屋町として発展し、現在も町の中心部には当時の町割りが残っています。町内に現存する代表的な建物を移築・復元し、歴史ある町並を再現したのが国安の郷です。中でも最大の見所が、当時の工法を用いて復元された法華津屋です。法華津屋は、紙の専売を藩から任され、大阪方面での取引も盛んに行っていました。他にも豪商と呼ばれる商家がいくつかありましたが、法華津屋が群を抜いていました。



なん らく えん
南楽園

しゅん か しゅうとう
春夏秋冬

はな ざか
花盛り

南 楽 園



総面積153,322㎡の庭園は、上池・下池の二つの池を中心に築庭された四国最大規模の池泉回遊式日本庭園です。平成元年には、「日本の都市公園百選」に選ばれました。池の周囲を歩いて「山、里、町、海」の景観を楽しむことができます。広大な公園内では、春は桜、ツツジ、花しょうぶ、夏は睡蓮、アジサイ、秋にはキンモクセイ、冬は梅、寒椿など四季折々の花を観賞できます。梅も多く、開花に合わせた梅まつりも開催されます。

第 3 章

施策No.

3-7

消防・防災体制の充実

▼政策目標

3 自然と共生する快適・安全なうわじま

▼施策

3-1 環境自治体の形成

3-2 水道の整備

3-3 下水道の整備

3-4 廃棄物処理体制の充実

3-5 墓地・斎場の整備

3-6 公園の整備と緑化の推進

3-7 消防・防災体制の充実

3-8 交通安全・防犯体制の充実

3-9 消費者対策の充実

▼施策の内容

3-7-1 防災意識の普及啓発

P151

▼主要事業

防災体制強化事業

3-7-2 地域に根ざした防災活動の促進

P151

防災体制強化事業

3-7-3 消防団組織の充実強化

P151

防災体制強化事業

3-7-4 常備消防の充実

P152

防災体制強化事業

3-7-5 市役所の全庁的な危機対応力の向上

P152

防災体制強化事業

3-7-6 防災施設等の整備充実

P152

防災行政無線施設整備事業

3-7-7 治山・治水対策の推進

P152

防災対策事業

3-7-8 武力攻撃等緊急事態対策の推進

P153

防災体制強化事業



7 消防・防災体制の充実

施策の方針

あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりに向け、地域防災計画等の指針に基づき、総合的な危機管理体制の整備を図ります。

現状と課題

地球温暖化の影響等により、全国各地において台風や集中豪雨による被害が一層甚大なものとなっているほか、地震についても、わが国は地震大国といわれ、無感地震を含めるとほとんど毎日発生しています。

近年、各地で大規模な地震が発生していますが、本市においても、近い将来に発生が確実視される南海・東南海地震等に見舞われた場合、大きな地震動とあわせて大規模な津波が押し寄せることも想定されています。

このような状況の中、各種災害対策を十分に検討するとともに、さまざまな災害が同時発生することも視野に入れ、災害は、想像を超えた現象を伴う場合があり、甚大な被害をもたらすことが多いことを認識しなければなりません。

本市においても、市民の生命、身体及び財産を守ることは、市の基本的な責務であり、重要な課題であると考え、新たな地域防災計画を策定しましたが、大規模な災害が発生した場合、どうしても市民や地域社会の災害対策活動が不可欠となります。

これからの防災対策においては、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切な役割分担をしていくことが求められています。

特に地震は、台風や集中豪雨などの災害と異なり、突発的に発生するものであり、初期消火、救出救助などの発生直後の自助、共助の果たす役割が極めて大切です。大規模な地震によって、同時多発的に被害が発生した状況では、行政の対応にはおのずと限界があります。

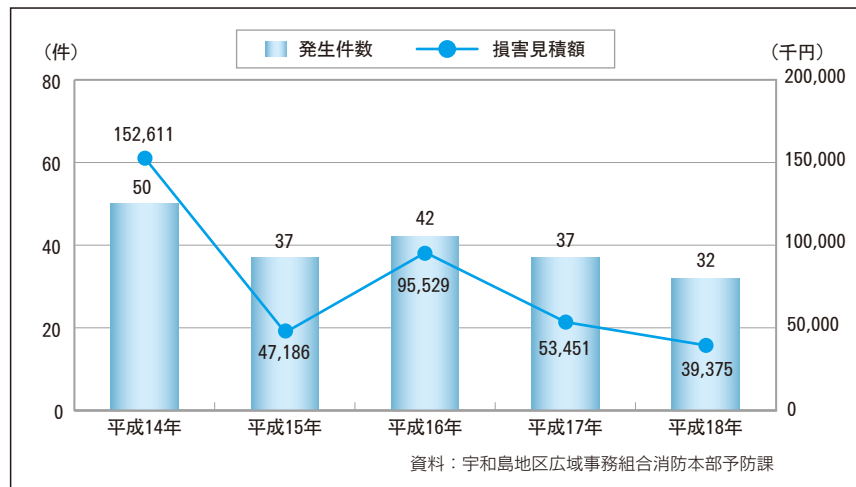
また、避難所についても、避難が長期化したような場合、できる限り地域の自主防災組織を中心とした被災者の自主運営に切り替え、ボランティアがきめ細かなサポートをする体制が望ましいといわれています。

今後は、地域防災計画に基づき、各種防災訓練の実施、自主防災組織の育成により、危機管理体制の確立を図ることが必要です。また、消防団については、有事に備え恒常的な訓練を行い体制を維持していますが、国が積極的に推進する地方公務員等の消防団加入促進を行い、欠員となっている団員を確保するとともに、各種水利等の確保、老朽化に伴う消防機械器具等の計画的な更新、災害現場へ出動する団員自身の安全確保のための訓練環境の整備を行い、磐石の体制を編成する必要があります。常備消防についても、広域的連携のもとにさらなる充実が必要です。

また、防災行政無線の未整備地域における早期整備や老朽化した設備等の更新、市内全域の災害時要援護者情報の把握、市職員全員の意識の高揚と迅速かつ適切な危機対応力の向上、治山・治水対策の推進など、総合的な防災体制の確立に努めなければなりません。

さらに、世界的に問題となっているテロの脅威などへの対応を図るため、国民保護計画の周知に努める必要があります。

● 火災発生件数・損害見積額の状況 ●



● 施策の内容

3-7-1 防災意識の普及啓発

災害に対する備えを確かなものとするため、広報紙やホームページによる正確な情報発信により、市民の防災意識の向上に努めます。

主要事業

防災体制強化事業

3-7-2 地域に根ざした防災活動の促進

「自分たちの地域は、自分たちで守る」体制の確立に向け、消防本部等関係機関と連携し、自主防災組織結成への継続的な働きかけと、訓練指導及び活動資機材の助成事業を展開し、その結成及び活動を支援します。

主要事業

防災体制強化事業

3-7-3 消防団組織の充実強化

- ① 国が推進している地方公務員等の積極的な加入促進を図り、欠員補充に努めるとともに、研修・訓練の充実により、団員の資質向上と二次災害防止に努めます。
- ② 老朽化の著しい消防施設及び資機材等の計画的な更新、消防水利の確保を図ります。

主要事業

防災体制強化事業



3-7-4 常備消防の充実

広域的連携のもと、職員の資質向上や消防施設・装備の計画的な更新を進め、宇和島地区広域事務組合による常備消防・救急体制の充実に努めるとともに、常備消防の広域化方針に対し、今後の常備消防のあり方について検討を行い、それに基づく体制整備を進めます。

主要事業

防災体制強化事業

3-7-5 市役所の全庁的な危機対応力の向上

指揮本部の指示に基づき迅速かつ適切に対応できる体制を市役所内に構築するため、定期的な訓練や意識啓発を積極的に推進し、すべての市職員の危機管理に対する共通認識の浸透と危機対応力の向上を図ります。

主要事業

防災体制強化事業

3-7-6 防災施設等の整備充実

- ① 防災行政無線の更新整備（デジタル化）及び未整備地区における新設を図り、緊急時の正確な情報提供に努めます。
- ② 備蓄施設の整備充実及び資機材の備蓄、災害時要援護者避難支援体制の充実、避難路・避難場所の周知徹底を図ります。

主要事業

防災行政無線施設整備事業

3-7-7 治山・治水対策の推進

災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、自然との共生に配慮しながら、堤防や護岸等の海岸保全施設の整備、河川の改修、がけ崩れの防止や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を進めます。

主要事業

防災対策事業

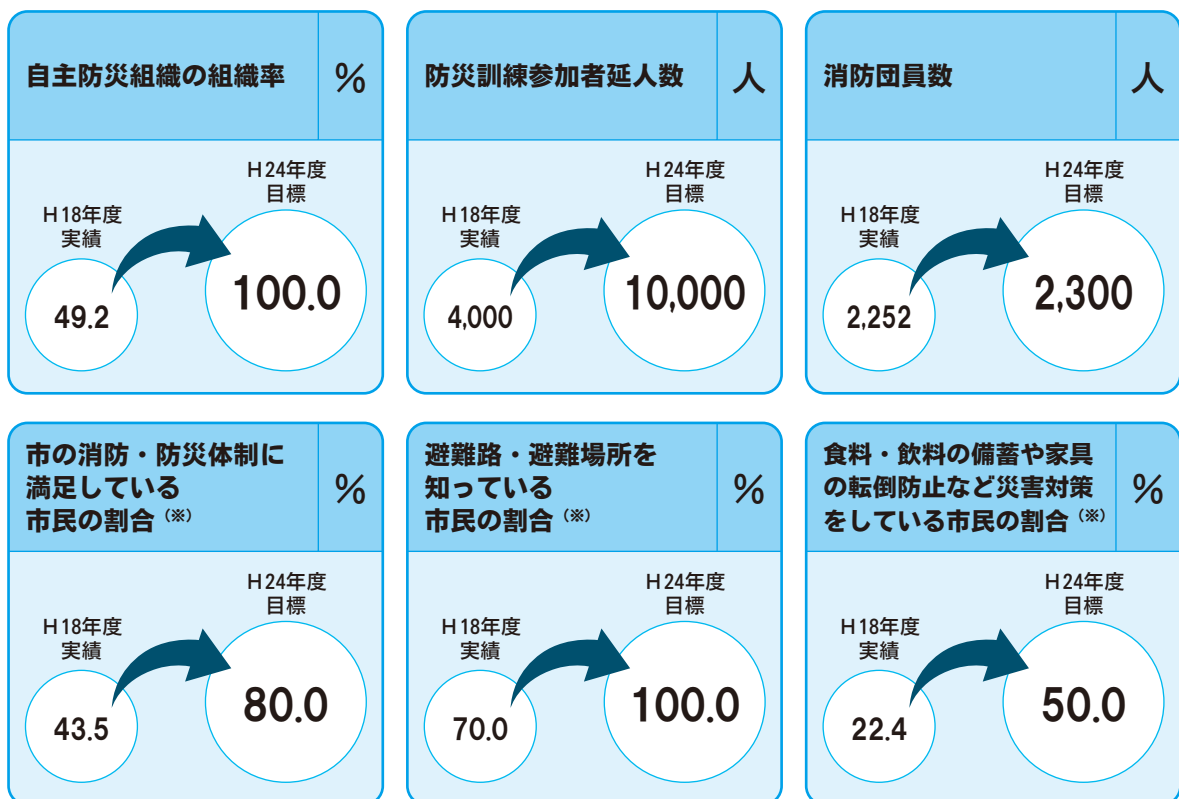
3-7-8 武力攻撃等緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく情報の提供、関係機関の連携協力などの施策を推進します。

主要事業

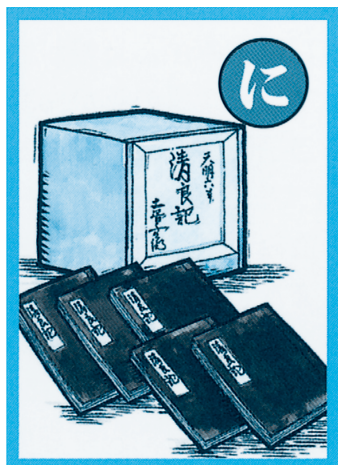
防災体制強化事業

● 成果指標



注) (※) の市民の割合(実績)は、平成18年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

に ^{にほんいち}日本一 ^{ふる}古い ^{のうしょ}農書の「^{せいりょうき}清良記」



清 良 記

清良記は、三間大森城主土居清良とその一族が、土佐一條氏、長宗我部氏および豊後大友氏と戦いを交えた16世紀後半の頃の軍記物で、全30巻にわたる長編です。第7巻の上下には、「親民鑑月集」といって、田畑耕作の起源から、農業の重要性、農民の心構え、四季作物の種取り、種類（108）、品種（稲96）、土壌の分類、肥料の問題、農業経営など農事にかかわる詳細な記述があり、日本における最古の農書といわれています。

ぬ ^{わか}ぬくもりの ^{こと}別れの言葉 ^{みち}「お道よう」



宇 和 島 弁

宇和島の方言では、「凄い、並外れている」という意味で使われる「がいや」「がいな」「がいに」が有名ですが、「お道よう」「お道よろしゅう」も大切にしたい言葉です。「お気をつけて」「ご無事で」という意味で使われます。観光客や旅人などに道を訊ねられたとき、最後はこの一言でカッコよくきめてみましょう。

第 3 章

施策No.

3-8

交通安全・防犯体制の充実

▼政策目標

3 自然と共生する快適・安全なうわじま

▼施策

3-1 環境自治体の形成

3-2 水道の整備

3-3 下水道の整備

3-4 廃棄物処理体制の充実

3-5 墓地・斎場の整備

3-6 公園の整備と緑化の推進

3-7 消防・防災体制の充実

3-8 交通安全・防犯体制の充実

3-9 消費者対策の充実

▼施策の内容

3-8-1 交通安全に関する啓発等の推進 P157

▼主要事業

交通安全啓発事業

交通安全団体育成事業

3-8-2 交通安全施設の整備 P157

交通安全施設整備事業

3-8-3 防犯に関する啓発等の推進と地域安全活動の促進 P157

防犯団体育成事業

3-8-4 防犯施設の整備 P158

防犯施設整備事業

第 3 章

自然と共生する快適・安全なうわじま



8 交通安全・防犯体制の充実

施策の方針

事故や犯罪のない安全・安心な社会づくりに向け、交通安全対策の一層の推進、市民と一体となった防犯体制の強化を図ります。

現状と課題

交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故が多発し、交通弱者対策が大きな課題となっています。

本市では、警察や宇和島市交通安全推進協議会などの関係機関・団体と連携し、交通指導員を中心とした交通指導をはじめ、交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交差点などの危険箇所の点検等を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

しかし、四国縦貫・横断自動車道の整備進展等に伴う国道56号の交通量の増加をはじめ、高齢者ドライバーの増加、安全確認の怠りなど、さまざまな要因によって交通事故は増加傾向にあり、宇和島市内の平成18年における交通事故発生件数は510件、死傷者数は643人（死亡者8人、負傷者635人）となっており、より一層の対応が求められる状況にあります。

このため、今後の四国横断自動車道や宇和島道路、国・県道の整備等による通過交通量の一層の増加や、高齢化の急速な進行も考慮し、交通弱者を中心とした交通安全意識の啓発を一層推進していくとともに、危険箇所を中心とした交通安全施設の整備を行うなど、交通安全対策の総合的推進が必要です。

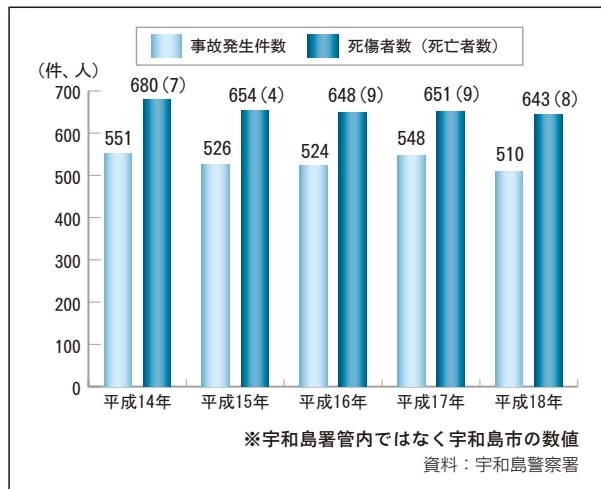
また、近年、子どもが被害者となる凶悪犯罪の発生、犯罪の低年齢化、広域化等を背景に、防犯体制の強化が特に重視されています。

本市では、警察や宇和島地区防犯協会などの関係機関・団体と連携し、啓発活動の推進やパトロールカーによる定期的なパトロールの実施、青色パトロール隊の活動促進、防犯灯の設置等に努めています。

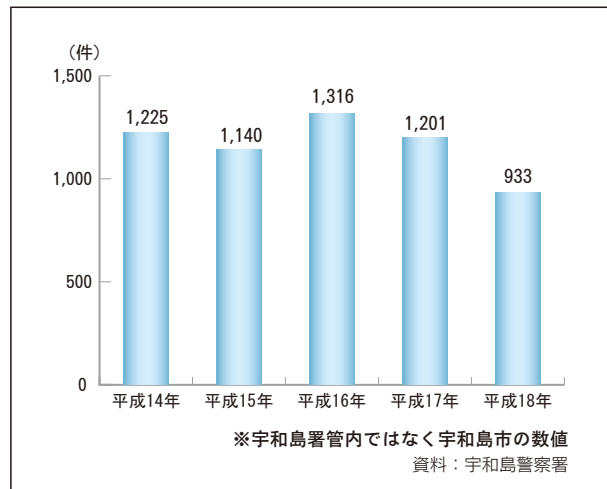
このような中、犯罪発生件数の増加には一定の歯止めをかけることができましたが、平成18年度における宇和島市内の犯罪発生件数は933件となっているほか、昨今の青少年を取り巻く環境の変化や核家族化、地域連帯感の希薄化等に伴い地域における犯罪防止機能の低下が懸念されています。

このため、今後は、関係機関・団体との連携をさらに密にしながら、街頭犯罪や侵入犯罪の抑止対策をより一層推進し、「安全・安心を肌で感じる21世紀の宇和島づくり」をスローガンに、犯罪の予防活動に努める必要があります。

● 交通事故発生件数・死傷者数の推移 ●



● 犯罪発生件数の推移 ●



● 施策の内容

3-8-1 交通安全に関する啓発等の推進

関係機関・団体との連携のもと、交通指導員による交通指導をはじめ、交通弱者を中心とした交通安全教育・啓発活動を効果的に推進し、市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

交通安全啓発事業

主要事業

交通安全団体育成事業

3-8-2 交通安全施設の整備

危険箇所の点検・調査を行いながら、国・県道の歩道設置をはじめとする安全な道路環境の整備を要請していくとともに、市道等についても、交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備、危険箇所の改善を図ります。

主要事業

交通安全施設整備事業

3-8-3 防犯に関する啓発等の推進と地域安全活動の促進

関係機関・団体との連携のもと、啓発活動やパトロール活動等の充実を図り、市民の防犯意識の一層の高揚に努めるとともに、青色パトロール隊の組織拡充や防犯に関するネットワークの形成など、市民の自主的な防犯・地域安全活動を促進します。

主要事業

防犯団体育成事業



3-8-4 防犯施設の整備

犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、地域における防犯灯の整備を支援します。

主要事業

防犯施設整備事業

● 成果指標



注) (※) の市民の割合(実績)は、平成18年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

第 3 章

施策No.

3-9

消費者対策の充実

▼政策目標

3 自然と共生する快適・安全なうわじま

▼施策

3-1 環境自治体の形成

3-2 水道の整備

3-3 下水道の整備

3-4 廃棄物処理体制の充実

3-5 墓地・斎場の整備

3-6 公園の整備と緑化の推進

3-7 消防・防災体制の充実

3-8 交通安全・防犯体制の充実

3-9 消費者対策の充実

▼施策の内容

3-9-1 消費者教育・啓発等の推進

P160

▼主要事業

消費者教育事業

消費者啓発事業

金融学習グループ事業

3-9-2 消費生活相談窓口の充実

P161

消費者相談窓口事業



9 消費者対策の充実

施策の方針

消費者の自立支援とトラブルの未然防止に向け、近年の環境変化を踏まえた消費者対策を推進します。

現状と課題

近年、振り込め詐欺や有料サイトの架空請求など、悪質商法の手口が複雑・巧妙化しており、消費者被害は全国的に深刻化する傾向にあります。また、複数の金融業者から借入れをしている多重債務者が増加しているほか、施設・設備や電気製品等による生命や身体に危害が及ぶような事件・事故が相次いでおり、身近な安全・安心に対する人々の関心が高まっています。

本市では、消費者相談の件数は平成16年度をピークに若干減少傾向にありますが、10年前と比較すると約3倍に増加し、その内容は深刻化しています。また、高齢化に伴い、高齢者からの相談が増加し、相談件数は10年前の約5倍となっていることから、高齢者に対する悪質商法被害を防止する仕組みを構築することが急務となっています。

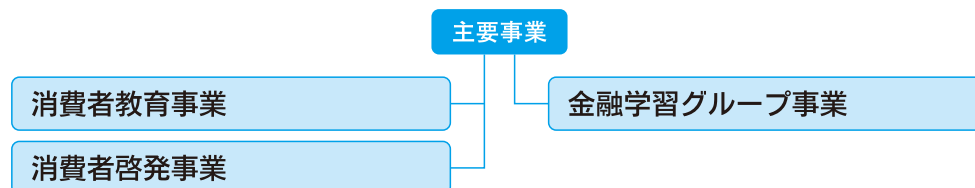
市民の安全・安心の確保は、国・県・市の基本的な責務であり、企業も安全な製品やサービスを提供する責務は負わなければならない。それらによる事故があった場合は、被害の拡大防止のため迅速な対応を行わなければなりません。また、消費者自らも、製品の安全な取り扱いや事業者への的確な対応ができるような知識・習慣を養うことが求められます。

このため、平成17年に策定された国の消費者基本計画及び平成18年に改正された消費生活用製品安全法等に基づき、今後一層、関係機関・団体との連携を密にしながら、消費者教育・啓発の推進や相談窓口の充実等に努める必要があります。

● 施策の内容

3-9-1 消費者教育・啓発等の推進

- ① 県生活センター等関係機関・団体との連携のもと、消費者講座の開催や学校教育、生涯学習における消費者教育の推進、広報紙・ホームページ等の活用による消費生活情報の提供など、消費者教育・啓発等を推進し、市民の消費生活意識の高揚に努めます。
- ② 金融学習グループの育成等を通じ、市民の自主的な消費生活に関する知識の習得等を促進します。



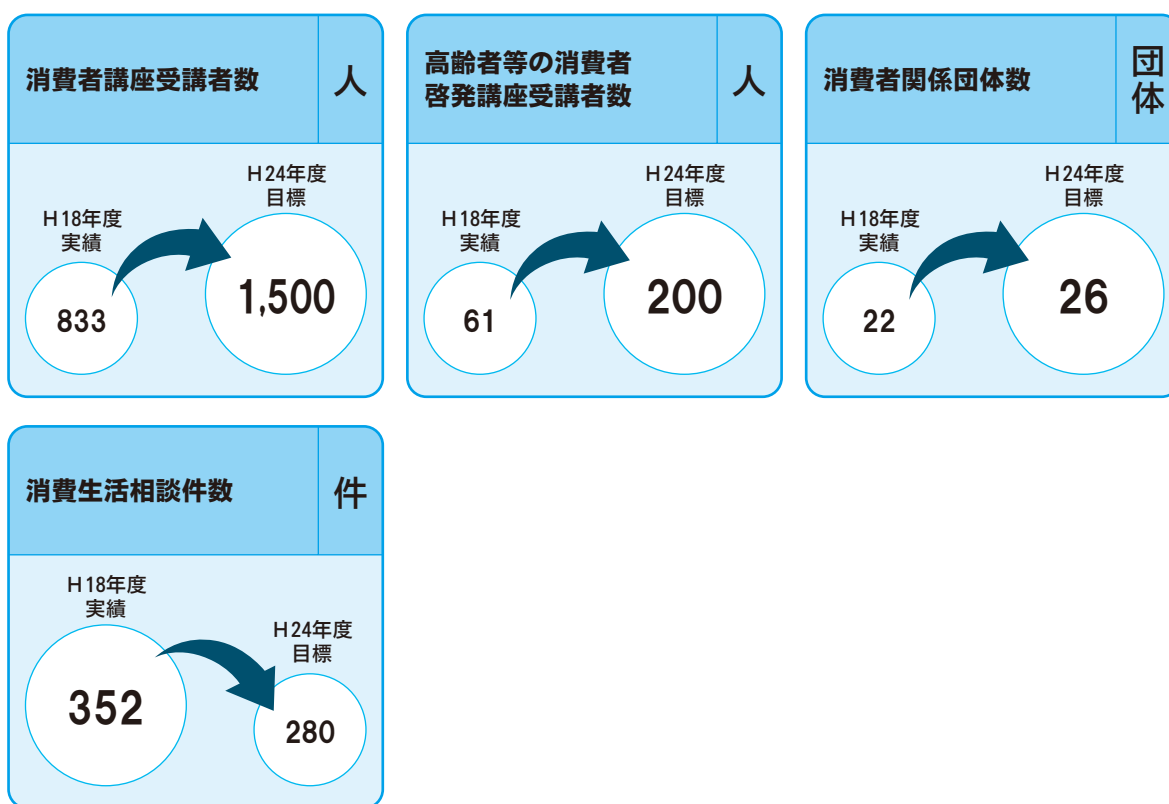
3-9-2 消費生活相談窓口の充実

事情を丁寧に聞き取り、具体的な解決方法の検討・助言を行うとともに、必要に応じて専門機関に紹介・誘導するなど、相談体制・内容の充実を図ります。

主要事業

消費者相談窓口事業

● 成果指標



ね ^{ねこ}猫の手も ^か借りたい ^{しゅうかく き}みかん収穫期

みかん



宇和島では、温暖で適度な降雨量に恵まれた気候を利用して、みかん栽培が盛んに行われています。愛媛県のみかん栽培発祥の地である吉田町は、質・量ともに全国トップクラスを誇る生産地です。秋が深まる頃、山並みが黄金の色に染まり収穫期をむかえます。みかんの他にもポンカンやデコポンなど様々な品種が作られており、収穫は秋から春にかけて、冬が最も忙しい時期にあたり、段々畑のいたる所で収穫風景が見られます。

の ^{の がわ}野川から ^{うめ が なる こ}梅ヶ成越え ^{まん ねん ばし}万年橋

万年橋の碑



天保11（1840）年、宇和島藩は土佐の幡多北部（西土佐）との産物交易のため、野川から梅ヶ成峠を越え、滑床溪谷を経て松野町目黒に至る道路を完成させました。工事に伴う経費は藩内の町家有志が出し、1年の歳月を費やし、約8,300人が作業にあたりました。万年橋の碑は、開通を記念して刻まれたもので、碑文と書は金剛山大隆寺の住職晦巖和尚まいがんによるものです。地方の交通・産業史上貴重な資料とされています。